

『盲導犬情報』 第 15 号 ～認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌～
今号の内容

1. 認定 NPO 法人 全国盲導犬施設連合会 理事長交代についてのご案内
2. 障害者差別解消法が施行されます
3. 「日盲社協レッツゴー事業所」について
4. 盲導犬ユーザーのコーナー
「にいがた・盲導犬ハーネスの会」創立 20 周年記念イベントに参加して。
櫻井洋子 & スカイ（埼玉県）
5. 盲導犬情報ボックス
日本の盲導犬実働数
6. 前号の訂正
7. 編集後記

1. 認定 NPO 法人 全国盲導犬施設連合会 理事長交代についてのご案内

この度、平成 27 年 5 月 31 日付で田上昭一が当連合会の理事長を退任し、新たに 6 月 1 日付で井上幸彦が新理事長に就任致しましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長就任のご挨拶

この度、田上昭一前理事長の後を継ぎ就任いたしました井上幸彦でございます。理事長就任にあたりましては当連合会ならびに加盟盲導犬訓練法人共通の理念である「ともに生きる とともに歩む」をモットーに、当連合会の更なる発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

私ども全国盲導犬施設連合会は、平成 7 年(1995 年)4 月に国家公安委員会指定の盲導犬訓練法人が連携して立上げて以来、全国的な盲導犬の啓発活動、盲導犬事業を担う訓練士・歩行指導員の資格認定、盲導犬に関する相談受付、調査・研究等、多岐にわたる事業を展開してまいりました。

そして、今年(2015 年)発足 20 周年を迎えることができました。このような節目となる時期に理事長を拝命し、身の引き締まる思いでございます。何より、これまで歩み続けてこられましたのも、盲導犬の育成と普及に深い理解をもってご支援くださる皆様のおかげと、厚く御礼申し上げます。

これからも、広く「公益」の立場から盲導犬の普及を図ることで、視覚に障害のある人々の安全で自由な社会参加を実現できるよう、加盟盲導犬協会一丸となって当連合会事業の充実、発展のためにしっかりと努めてまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月 1 日

認定 NPO 法人 全国盲導犬施設連合会
理事長 井上 幸彦

2. 障害者差別解消法が施行されます

皆様は、次のような場面で困ったことはありませんか？

「書類を手渡されただけで、内容の説明をしてもらえなかった」、「ホームページを閲覧しようとしたがすべて画像で、読み上げソフトが機能しなかった」、「レストランでメニューを読み上げてもらえなかった」など、日常のちょっとした場面で、困ったな、不便だなと感じる瞬間はたくさんあると思います。すぐ傍にご友人やご家族が居れば、その場で読み上げてもらうこともできますが、常に誰かと一緒に行動しているわけではありませんよね。過剰なサービスを望んでいるわけではないけれど、それぞれの障害で感じている不自由さ・不便さに対して、社会の理解と配慮がもっと進むとスムーズな社会参加ができるのに、と皆様は感じているのではないのでしょうか。

今号では、社会的バリアに苦勞することなく誰もが充実した社会生活を送る為に重要な法律「障害者差別解消法」について触れていきます。

2013年12月、特定秘密保護法をめぐる大混乱の中にある国会で、とある条約の国会承認が可決されました。それが「障害者権利条約」です。

障害者権利条約とは、障害のある人もない人も平等に権利と自由を認め、社会の一員として尊厳を持って生活することを目的とした条約です。

日本政府は2007年9月に障害者権利条約へ署名、2014年1月20日に批准しました。条約への署名から批准まで、実に7年弱もの時間を要したのには国内法の整備が必要であったという背景があります。

そこで日本では、批准の前に条約締結に必要な国内法の整備、制度改革を集中的に行いました。具体的には障害者基本法の改正、障害者総合支援法・障害者虐待防止法・障害者差別解消法の成立などです。その上で、2013年12月の国会で「障害者の権利に関する条約の締結について」を承認、昨年1月20日に批准したのです。

さて、障害者権利条約批准に向けて成立した法律の一つ、「障害者差別解消法」へ話を戻します。障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指した法律です。

では、障害者差別解消法が禁止している「差別」とはどのようなものなのでしょうか。私たちが知っておくべき本法のポイントをご紹介します。

障害者差別解消法では次の2つを禁止しています。それは「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」です。

まず、不当な差別的取扱いとは「見えないから」「聞こえないから」といった機能障害を理由にしたり、「車いすを利用しているから」、「盲導犬ユーザーだから」といった障害に関係することを理由にしてサービスの提供や入店利用などを拒否することです。ここに「盲導犬」が入ると、少し意外に感じる方がもしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、盲導犬を拒否することは、障害を理由にして区別や排除、制限をして、障害のない人と違う扱いをしているので、不当な差別的取扱いに当たります。

また、盲導犬を含む身体障害者補助犬は身体障害者補助犬法により、私たちが普段出入りする場所にはどこへでも同伴して入店・利用することができます。障害者差別

解消法と身体障害者補助犬法、この2つの法律により、盲導犬ユーザーに対する社会への受け入れが今後より一層促進されることを願います。

不当な差別的取扱いをすることは、役所などの国の行政機関・地方公共団体の他、お店などの民間事業者も禁止されています。

そして次は「合理的配慮の不提供」です。障害のある方が困っている時に、その人の障害に合った必要な工夫や、やり方を相手に伝え、それを相手にしてもらうことが合理的配慮です。具体的にどのような配慮が「合理的配慮」に当たるかは個別のケースで異なりますが、例えば視覚障害者の方にメニューを読み上げる、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをする等が挙げられます。

障害者差別解消法では「合理的配慮の不提供」は役所などでは禁止となっています。一方で、一般の会社・お店などでは障害者に対し、合理的配慮をするように努力することが求められています。ただし、費用・人手が足りない、実施することでサービス・商品が変わってしまうなど、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合は「合理的配慮の不提供」には当たりません。例えば、これは極端な例ですが、エレベーターをつけるスペースがない場所に設置を求めるなど、「それは無理なのではないか」と思われる場合、法律的にはそこまでの義務は課していません。

施設やお店側の負担になりすぎない範囲で配慮を工夫することが求められています。

つまり「合理的配慮を求めること」は、決して過重な期待や無理な要望をお願いするわけではありません。常識の範囲で考え、工夫すれば出来そうなことを当事者と話し合い、実行に移していけば良いのです。

さらにもう一つ、この法律における障害者の定義も大事なポイントといえます。

障害者差別解消法の中で、「障害者」は次のように定義されています。

障害者・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

定義の中に出てきた「社会的障壁」とは、通行を妨げる障害物の存在、音声案内や手話通訳の欠如など、障害のある方が生活する上でバリアとなるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものの中で、これは「社会モデル」という考え方の概念を踏まえています。

少し難しい言葉が続きましたが、例えば、車いすを使っていらっしゃる方が、電車に乗ってどこかへ出かけるとします。ところが、駅のホームへ行く為の手段が階段しか無かった場合、電車に乗れないのでこの方は出かけることができません。でも、もしその駅にエレベーターがあれば、その方は難なくホームまで行くことが出来るので障害は発生しません。つまり、この例では「車椅子を使っていたからホームに行けなかった」のではなく、「エレベーターが無い」という社会環境が障害を生み出したのです。

「社会モデル」とはこのように、障害は個人の身体的な問題ではなく社会的環境によって作り出されるものである、という考え方のことをいいます。

障害者差別解消法の「障害者」の定義に社会モデルの概念が踏まえられている、ということは私たちが知っておくべき大切なポイントといえます。

障害を「社会モデル」で考えることで、合理的配慮の意義がより明確となってくるのではないのでしょうか。

ところで、盲導犬を含む補助犬ユーザーへの合理的配慮とは、どのようなことが考えられるのでしょうか。

この点については、今年の5月22日に開催された「ほじょ犬の日啓発シンポジウム2015」にて社会福祉法人日本盲人会連合の会長で弁護士の竹下義樹先生がこんなお話をされていました。

「例えば補助犬ユーザーがレストランへ来店したとき、店側はお客様にアレルギーの人がいないか確認する、補助犬が隣にくる許可を得る、タバコの分煙のように席を離すなど配慮をして欲しい。他のお客様の意向も聞き、補助犬ユーザーの受け入れの環境も作られているという二面性を持ち、両面が同時に実行されないと合理的配慮としての受け入れはかたちになっていかない。」

障害によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を作ることを目指しているのが障害者差別解消法です。障害のある方とない方、どちらかが常に優先されることは間違っている、と言えるでしょう。

竹下先生は、補助犬ユーザーへの合理的配慮を理解する上で大変わかりやすい講演をして下さりました。

「障害者差別解消法」は2016年4月から施行されます。社会へ浸透させ活かししていく為にも、まずはこの法律の内容を知り、皆でよく理解していきましょう。

「障害者権利条約」については、以前の盲導犬情報でもご紹介しました。お読みになりたい方は盲導犬情報12号をご覧ください。以下の連合会ホームページに掲載しています。

http://www.gd-rengokai.jp/publication/gdinfo_npo_backnum/bn_12.html

3. 「日盲社協レッツゴー事業所」について

社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会様では、地方にお住まいの方から「東京に出かける際に同行援護を利用したい」という要請を受け、同行援護事業所「日盲社協レッツゴー事業所」を開設されました。日盲社協様より、事業所を盲導犬情報でも紹介して欲しいというご依頼を頂きましたので、今号に事業所案内を掲載致します。

次の文章からは日盲社協様からの「事業所案内」の内容です。

皆様へ

同行援護事業所開設のお知らせ

社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会が同行援護事業所「日盲社協レッツゴー事業所」を開設いたしました。

視覚に障害をお持ちの方のために、同行援護専門の事業所を開設いたしました。経験豊かなスタッフで、皆様の外出を安全で楽しい時間にするお手伝いをさせていただきます。

きます（東京での各種行事、研修会への参加、余暇、スポーツ、文化活動等の社会参加）。

急なご用命にも対応いたします。

事業所名 日盲社協レッツゴー事業所

開設日 平成27年5月1日

受付日 月曜日から金曜日（祝日 12/29 から 1/3 までを除く）

営業時間 午前9時から午後5時まで

サービス提供日 原則として年中無休

サービス提供時間 原則として午前7時から午後9時まで

住所 東京都台東区台東 3-1-6 日盲社協会館内

TEL 03-6240-1714（担当：高橋・菅原）

FAX 03-6240-1724

E-mail nichimou.rettugo@vesta.ocn.ne.jp

事業所案内は以上です。

東京へお出かけの際は、ご利用してみたいはいかがでしょうか。

4. 盲導犬ユーザーのコーナー

盲導犬ユーザーの櫻井洋子様から、盲導犬情報に素敵な文章が届きました。

「にいがた・盲導犬ハーネスの会」の創立20周年式典で、櫻井様がスピーチされた講演の内容です。

同会の会長である赤塚様より「式典での櫻井さんのお話が大変素晴らしかったので、ぜひ全国の皆様にも読んでいただきたい」とご要望もあり、盲導犬情報への掲載が実現しました。皆様どうぞ、情景を想像しながら楽しんでお読みください。

「にいがた・盲導犬ハーネスの会」創立20周年記念イベントに参加して。

櫻井洋子&スカイ（埼玉県）

待ちにまったその日。6月21日日曜日の朝、梅雨入り宣言をしたばかりの新潟市内の空は、うっすらとした曇り空。暑くもなく、人にはもちろん補助犬たちにとっても快適な一日の始まりだ。今日は「にいがた・盲導犬ハーネスの会」創立20周年記念イベントとして、市街地をパレードする。

朝9時半、県内外から続々とパレード参加者が集まってきた。ユーザーやご家族、介助者、ボランティア、学生、支援者など、その数は総勢100名ほど。警備に駆けつけた警察官の先導で車道へと導かれる。最後尾には、安全確保のパトカーが、ゆるやかに位置につく。

「さあ！出発」の合図と同時に、頭上高く投げあげたバトンをキャッチする男子中学生を先頭に誰もが目を見張り、色とりどりの華やかな衣装のバトンガールの子供たちと「ありがとう盲導犬・聴導犬・介助犬」とかかげた横断幕が続く。その後ろを25頭の補助犬たちが、晴れやかな笑顔のユーザーと共に颯爽と歩きだす。補助犬たちはみんなお揃いの赤いバンダナを誇らしげにその首にまとう。しきりに沿道やすれちがう車の中から「かわいい！」「がんばって！」「20年おめでとう！」と高らかな声

があがり、温かな声援を送ってくれた。爽やかな風が吹き渡る信濃川にさしかかり、新潟市のシンボル萬代橋（ばんだいばし）を渡りきり、ほどなく「新潟日報メディアシップ」に到着。そこでは市民も交えて、それぞれの補助犬ユーザーがミニ講演に立ち、その仕事ぶりと必要性をPR。会場からは大きな拍手と歓声があふれた。

次の会場は、花の香り漂う「ホテルオークラ新潟」にて創立記念祝賀パーティーが盛大に開かれ、19年間会長をつとめてきた盲導犬ユーザーの赤塚セツさんからは、参加者みなさんへの感謝の言葉が涙声にふるえる。誰もが喜びに満ち、彼女と本会を賞賛し、惜しめない拍手が送られた。ここまで成し遂げることは決して容易なことではなかったはず。ユーザー、ボランティア、支援者が三位一体、協会の枠を越え、職業や年齢関係なく、それぞれの立場を生かしてここまで続けてこられた絆の強さに、心にぐっと迫る深い感動を覚えた。祝賀会で流した涙と笑顔は、ずっと忘れることはないでしょう。これからも当会における補助犬の啓蒙と周知活動を応援しています。この優しさの輪をいつまでも、いつまでも。20周年おめでとうございます。

5. 盲導犬情報ボックス

○都道府県別 日本の盲導犬実働数

2015年3月31日現在の日本の盲導犬実働数は、次のようになりました。「社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会 自立支援施設部会盲導犬委員会 2014年度盲導犬訓練施設年次報告書」より。

2015年3月末現在、全国の盲導犬実働数は、984頭です。

また、盲導犬実働数984頭に、1頭の盲導犬を夫婦二人で使用するタンデム方式の盲導犬使用者22組を加え、盲導犬使用者数を算出してみると、日本国内で盲導犬を使用している視覚障害者の方は1,006人です。

1頭の盲導犬を夫婦2人で使用するタンデム方式により、実働数と使用者数に違いがある地域は、カッコで横に使用者数を併記しました。

北海道	52
青森県	4
岩手県	13
宮城県	19 (20)
秋田県	15
山形県	7
福島県	14
茨城県	25
栃木県	12
群馬県	7
埼玉県	42
千葉県	30
東京都	103 (104)
神奈川県	59
新潟県	36

富山県	5
石川県	23
福井県	5
山梨県	18 (20)
長野県	22 (23)
静岡県	52
愛知県	39
岐阜県	6
三重県	13
滋賀県	13 (14)
京都府	18
大阪府	63 (64)
兵庫県	47 (48)
奈良県	17
和歌山県	5 (6)
鳥取県	4 (5)
島根県	12 (13)
岡山県	16 (18)
広島県	34 (37)
山口県	14 (15)
徳島県	4
香川県	7
愛媛県	11
高知県	8
福岡県	23 (24)
佐賀県	5
長崎県	3
熊本県	10 (11)
大分県	14
宮崎県	12 (13)
鹿児島県	18 (20)
沖縄県	5
合計	984 頭 (タンDEM含む使用者数は 1,006 人)

なお、タンDEM使用者を地域別にみると、都道府県別では、広島県に3組、山梨県・岡山県・鹿児島県に各2組の他、宮城県、東京都、長野県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、熊本県、宮崎県に各1組おられます。

国内の指定法人が1年間に育成した盲導犬の頭数は141頭。うち新規の使用者のパートナーとなった盲導犬は46頭、代替えは95頭で、年間育成頭数の67.4%が代替えとなっています。

6. 前号の訂正

盲導犬情報第14号掲載の「盲導犬協会に関するアンケート調査」内容に訂正がございます。

「IV-6 卒業生の職場での受け入れについて」で、「2007年の補助犬法改正により、常勤従業員56名以上の職場では、盲導犬を含む補助犬を同伴して勤務ができるようになっています。」と掲載しましたが、2013年より盲導犬を含む補助犬を同伴して勤務ができる職場は、常勤従業員56名以上から50名以上へ変更となりました。

7. 編集後記

今年の夏も記録的な猛暑日が続きました。この夏、盲導犬ユーザーの皆様は、パートナーである盲導犬との外出がなかなか難しかったのではないのでしょうか。ようやく涼しくなってきました。食欲の秋、スポーツの秋、芸術の秋・・・などなど盲導犬と一緒にさまざまな秋を是非楽しんでください。

『盲導犬情報』 第15号 ～認定NPO法人全国盲導犬施設連合会 情報誌～

■発行責任者 井上 幸彦

■編集責任者 篠田 林歌

■編集 認定NPO法人全国盲導犬施設連合会盲導犬情報室

〒162-0065 東京都新宿区住吉町5-1 吉村ビル2階

電話：03(5367)9770 FAX：03(5367)9771

■発行 認定NPO法人全国盲導犬施設連合会

【会員団体】(公財)北海道盲導犬協会 (公財)東日本盲導犬協会 (公財)日本盲導犬協会 (社福)中部盲導犬協会 (公財)関西盲導犬協会 (社福)日本ライトハウス (社福)兵庫盲導犬協会 (公財)九州盲導犬協会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町5-1 吉村ビル2階

電話：03(5367)9770 FAX：03(5367)9771

<http://www.gd-rengokai.jp/>

E-mail：gd_rengokai@peach.ocn.ne.jp

■協力 社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会

■発行日 2015年9月30日